

情 報 公 開

1 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	80.4%
うち正規職員	97.5%
うち非正規職員	96.7%

対 象 期 間 : 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日

非正規職員 : 嘱託、クラブ職員 (30 時間/週) 及び臨時職員 (パート) を含み、派遣職員を除く。

※ なお、クラブ職員及び臨時職員については、フルタイム職員の所定労働時間 (7.75 時間/日) をもとに人員数の換算を行っている。

注釈・説明

全労働者の男女の賃金差は、非正規雇用労働者 (特にパート職員) の 86.7% が女性であることが関係しているのではないかと思います。

2 育児・介護休業法に基づく男性の育児休業等の取得率

育児休業等を取得した 男性労働者の数	配偶者が出産した 男性労働者の数	男性の育児休業の 取得率
2 人	2 人	100%

対 象 期 間 : 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日

3 採用した労働者に占める女性労働者の割合

令和7年度職員採用状況

	正 規	嘱 託	クラブ職員	臨時職員
男 性	0	1	2	1 5
女 性	0	1	5	3 8
合 計	0	2	7	5 3
女性の割合 (%)	0	5 0.0	7 1.4	7 1.7

令和7年度採用者全体での女性が占める割合 7 1.0%

4 有給休暇取得（正規・嘱託）

年平均 1 5.2 日（令和7年度）

公表日 令和 8 年 8 月 25 日